

令和 6 年 9 月号

# 市場事務所便り

社会保険労務士 市場 敬將



〒381-1221  
長野市松代町東条 3116-3  
電話:026-278-3555 FAX:026-278-3540  
e-mail:[ima@ichiba-sr.com](mailto:ima@ichiba-sr.com) URL:[www.ichiba-sr.com](http://www.ichiba-sr.com)

## 賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和 5 年）より

### ◆監督指導結果のポイント

- 1 令和 5 年に全国の労働基準監督署で取り扱った賃金不払事案の件数、対象労働者数及び金額は以下のとおり。

(1) 件数	21,349 件	(前年比 818 件増)
(2) 対象労働者数	181,903 人	(同 2,260 人増)
(3) 金額	101 億 9,353 万円	(同 19 億 2,963 万円減)
- 2 労働基準監督署が取り扱った賃金不払事案（上記 1）のうち、令和 5 年中に、労働基準監督署の指導により使用者が賃金を支払い、解決されたものの状況は以下のとおり。

(1) 件数	20,845 件	(97.6%)
(2) 対象労働者数	174,809 人	(96.1%)
(3) 金額	92 億 7,506 万円	(91.0%)



### ◆賃金不払いと監督指導の事例（業種：飲食業）

- 1 事案の概要
  - ・労働時間は、勤怠システムにより管理を行っているが、当該システムに搭載された端数処理機能を用いて、日ごとの始業・終業時刻のうち 15 分未満は切り捨て、休憩時間のうち 15 分未満は 15 分に切り上げる処理が行われていた。
  - ・また、着用が義務付けられている制服への着替えの時間を、労働時間としていなかった。
- 2 労働基準監督署の指導
  - ・労働時間を適正に把握するための具体的方策を検討・実施すること。
  - ・過去に遡って、労働時間の状況について労働者に事実関係の聞き取りを行うなど、実態調査を行い、実際の支払額との差額の割増賃金

の支払いが必要になる場合は、追加で支払うこと。

### 3 その後の事業場の対応

- ・労働者へのヒアリングを行って、正しい労働時間数を把握し、再計算の上、差額の割増賃金を支払った。
- ・勤怠システムに搭載された端数処理機能の設定を見直し、始業・終業時刻の切り捨て、休憩時間の切り上げ処理をやめ、1分単位で労働時間を管理することとした。
- ・制服への着替えの時間を、労働時間とすることとした。

【厚生労働省「賃金不払が疑われる事業場に対する監督指導結果（令和5年）を公表します】

[https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage\\_41907.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_41907.html)

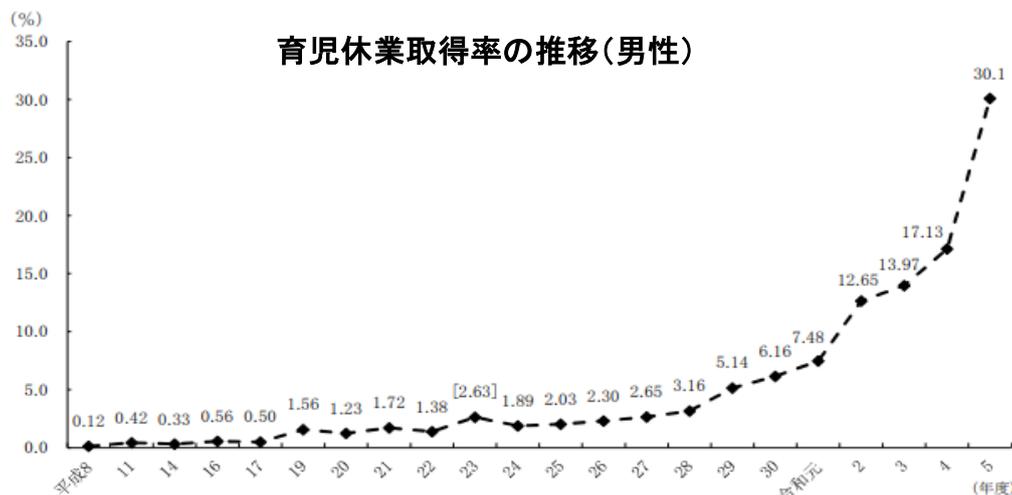


## 男性育休初の30%超え～「令和5年度雇用均等基本調査」より

厚生労働省は、「令和5年度雇用均等基本調査」の結果（従業員5人以上の3,495事業所から回答）を公表しました。この中から、男性の育児休業の取得状況についてご紹介します。

### ◆法改正により取得率が上昇

昨年度の男性の育児休業取得率（産後パパ育休を含む）は30.1%で、令和3年度より13ポイント増えて過去最高を更新しました（女性は、84.1%（令和3年度より3.9ポイント増））。同省は、取得率が30%に達した理由として、令和4年の育児介護休業法の改正により取得意向の確認が義務付けられたことや、中小企業に様々な政策を打ち出し、制度が周知されたことなどを挙げています。



厚生労働省「事業所調査結果概要」より

育児休業の取得期間は、「1か月～3か月未満」が28.0%（令和3年度24.5%）と最も高く、「5日～2週間未満」が22.0%（同26.5%）、「2週間～1か月未満」が20.4%（同13.2%）となっており、2週間以上取得する割合が上昇しています。

事業所の規模別では、「従業員500人以上」が34.2%で最も多く、100人以上の事業所では30%を超えているのに対し、「5～26人」の事業所は26.2%でした。

### ◆従業員 300 人以上の企業は取得率公表が義務化

政府は、男性の育児休業取得率を令和7（2025）年までに50%に上げることを目標に掲げています。取得率を向上させる施策として、来年4月からの育児介護休業法の改正により、従業員が300人超1,000人以下の企業にも取得率の公表が義務付けられるようになります。また、従業員数100人超の事業主に対して、行動計画策定時に育児休業の取得状況等に係る状況把握および数値目標の設定が新たに義務付けられるようになります。

【厚生労働省「令和5年度雇用均等基本調査」】

<https://www.mhlw.go.jp/toukei/list/71-r05.html>

## □□□今月のことば □□□

古くから、「敗者は屈辱に耐えつつ学習する」と語られてきたが、そうではない数少ない例外が日本人ではないかとも思う。

.....(中略).....

どうして日本人は、過去に学ばないかと考えると、毎年前例を踏襲していれば食べていけるという農耕民族の特性からくるのだろう。また、成功体験が大きければ大きいほどその味を忘れられず、同じパターンで仕掛ける傾向がある。その結果、学習していた敵にしてやられて臍をかむという構図だ。

そしてまた日本人には、目的と手段を混交させがちなところがある。ある目的のために戦うのだが、それがいつしか「戦うために戦う」という意識に陥る。これはぜひとも是正しなければならないこの民族の痼癖だが、それを是正する最良の教材は戦史だと考えている。

## 『太平洋戦争史に学ぶ日本人の戦い方』

著 藤井 非三四



### ❁❁❁事務所よりひとこと❁❁❁

わが家の 11 歳になる愛犬は、関節が外れやすいという事で獣医さんから予防としてサプリメントを紹介されました。関節、心血管、腎臓、認知機能等に効果があるという万能サプリメントですので飲まない手はありません。このサプリメントの定期購入の手続きをして次回の納品の確認をしたところ、人間用サプリメントのお得なキャンペーン！！の文字が目に入りました。この万能サプリメントに人間用があるの？？

夏に帰省した長女よりお母さんもそろそろサプリメントを飲んだらと言われたばかりです。

私自身も関節が痛かったり、文字が良く見えなくなったりと健康に不安を感じるようになってきたところですので、このサプリメントに注目してみたいと思っています。(滝沢)

**【お知らせ👉】** ~ご不明な点は当事務所までお問い合わせください~

#### ◆最低賃金額が変更となります◆

長野県最低賃金は令和 6 年 10 月 1 日より 998 円/時間 に改正されます。  
最低賃金は、時給・日給・月給その他を問わず、すべての労働者に適用されます。  
時間額のご確認をお願いいたします。

#### ◆社会保険料のご確認をお願いします◆

算定基礎届により、被保険者の新しい標準報酬月額が決定となりました。  
後日、標準報酬決定通知書と保険料案内を送付致しますので、  
10 月支払いの給与より(当月控除の場合は 9 月支払いの給与より)、  
社会保険料の変更をお願いいたします。

